

第五次熊本市子ども読書活動推進計画の概要

趣旨

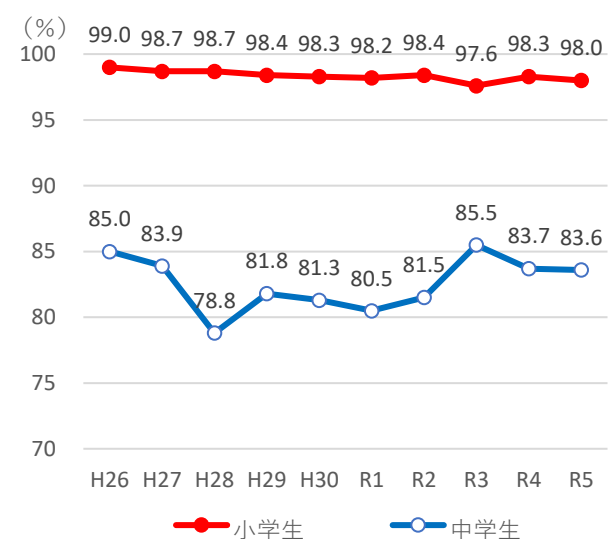
- 「子どもの読書活動の推進に関する法律」（H13）に基づき、「熊本市子ども読書活動推進計画」（H17）を策定（計画期間は5年）した。
- 今回、学校へのアンケート調査を実施し、子どもの読書活動の現状の把握に努めるとともに、関係各課、市立図書館協議会での意見を踏まえ、R7～11年度（第五次）の子どもの読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を策定する。

第1章 実績、現状・課題

- 実績：電子図書館の利用促進、県市連携図書貸出サービスの開始、近隣市町村との図書館相互利用の拡大、学校図書館支援センター取組の充実、小中学校図書購入予算の拡充

○現状：

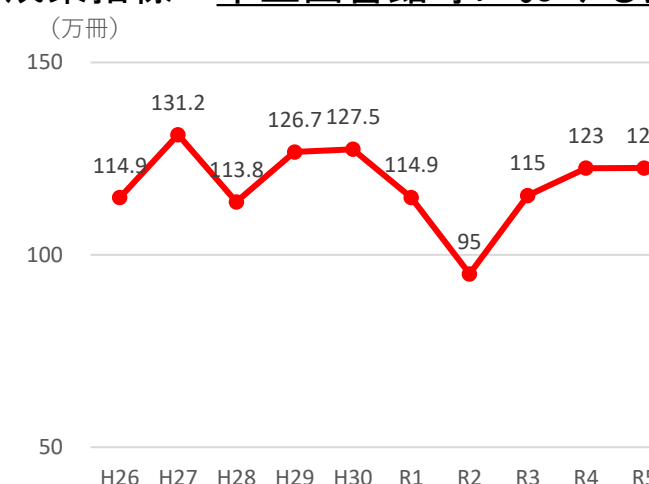
①成果指標 1か月間に1冊以上の本を読む子どもの割合



	基準 (R1)	現状 (R5)	目標 (R6)
小学生	98.2	98.0%	99.0%
中学生	80.5	83.6%	85.0%

- ・小中学生ともに僅かに目標値を下回る。
- ・県、全国との比較では、小学生は上回る。中学生は下回る年度あり。

②成果指標 市立図書館等における児童書の貸出冊数



基準 (H30)	現状 (R5)	目標 (R6)
128万冊	123万冊	130万冊

- ・令和元年以降、新型コロナウイルス感染症により図書館を休館した影響もあり貸出冊数が減少。
- 現在、回復傾向にあるが以前の水準に達していない。

参考指標

③学校・学年・学級単位で一斉読書活動（朝の読書活動等）を実施している学校の割合

⇒小学校：基準値（R1）91.3%⇒（R5）81.7% 9.6ポイント減少

④学校図書館図書標準の達成学校割合

⇒令和5年度に策定した熊本市立小・中学校図書館資料廃棄基準をもとに大規模な廃棄を実施したため、学校図書館図書標準を達成している学校の割合は大きく減少

⑤市立図書館のおはなしボランティア登録者数

⇒新型コロナウイルス感染症感染防止のため、活動を中止していたこともあり減少。令和5年度から活動は再開しているが、後継者の育成が課題
その他

・本市の小中学校の不登校児童生徒数、特別支援学級在籍者数

⇒いずれの校種においても増加。地域全体の取組の中で図書館として必要な支援及び特別支援学級に在籍する児童生徒に対しても関係機関、学校等と連携しながら、ニーズに応じた読書活動の支援が必要

- 課題：子どもの発達段階に応じた取組の継続と大人への啓発の実施、家庭・学校図書館・図書館等における読書機会の確保、学校図書館の読書環境の整備、学校・図書館・ボランティア等関係機関との連携、読書環境のデジタル化への対応

基本理念：『本との出会いが育む心のかがやき』
すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において主体的に読書に親しむことができるよう、身近な読書環境を整備します。さらに、関係機関、団体、事業者等が緊密に連携・協力する中で、読書を通して地域の人や社会に親しみや関心を持ち、地域とつながる子どもを育てます。そして、主体的に本から学び考えることで、豊かな感性や創造力、表現力や語彙力等を培い、なりたい自分を目指して心かがやかせる子どもを育みます。

子どもたち自身が多くの本に出会い、読書のおもしろさ、すばらしさを発見できるような環境を作るために、次の4つを基本方針に掲げ、子どもの読書活動を推進します。

基本方針1 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進

家庭をはじめ、地域や学校などにおいて、様々な機会を捉え、読み聞かせや読書の時間など、継続的な読書活動の場をすることにより、子どもたちが自然に読書に親しむきっかけづくりと読書習慣の基礎づくりを進めます。また、小中高と学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向を踏まえ、読書習慣を維持する取組を行います。

基本方針2 学校図書館と市立図書館等の機能充実

子どもたちにとって身近な読書活動の拠点となる学校図書館と市立図書館等の資料の充実を進め、連携を維持するとともに、子どもたちに快適な読書スペースを提供することにより、子どもたちの豊かな読書環境を確保します。

基本方針3 市民協働による子どもの読書活動の推進

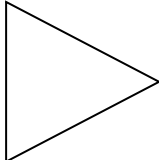
ボランティアの育成や団体の活動を支援するとともに、地域での新たな活動機会等の提供に取り組み、市民協働による子どもの読書活動を推進します。

基本方針4 子どもの読書活動の広報・啓発活動の推進

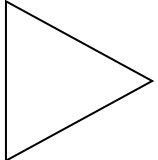
「子ども読書の日」や「読書週間」を中心とした読書推進事業や、子どもたちへの様々な機会を捉えた啓発活動の充実などを通じて、子どもから大人まで幅広い市民に対し読書活動への理解と協力を促します。

第五次計画の成果指標

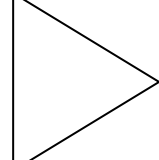
（1）「本を読むのが好き」と答えた子どもの割合

	基準値 （R5）		目標値 （R11）
小学生	87.0%		90.0%
中学生	74.2%		80.0%

（3）市立図書館等における児童書の貸出冊数

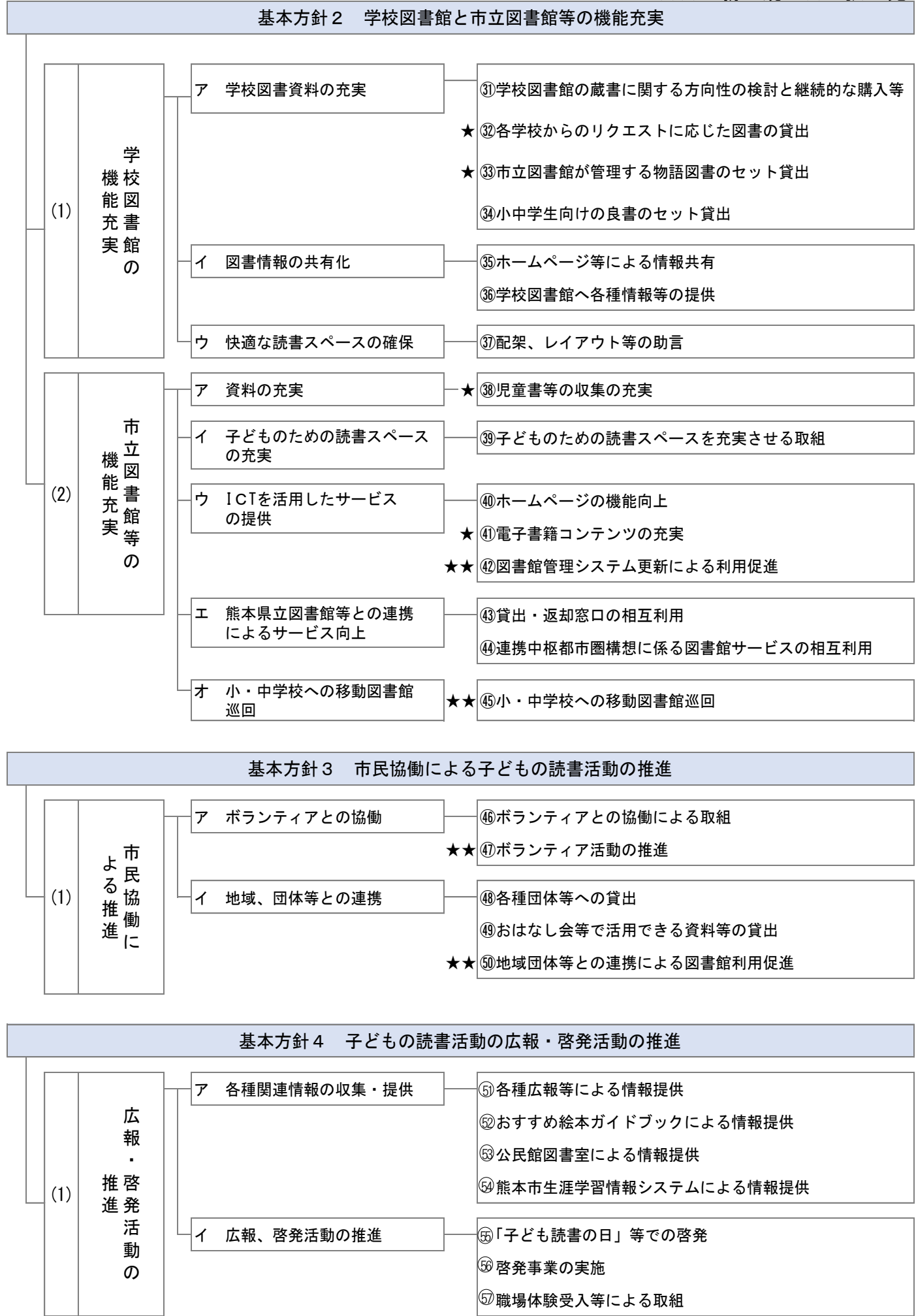
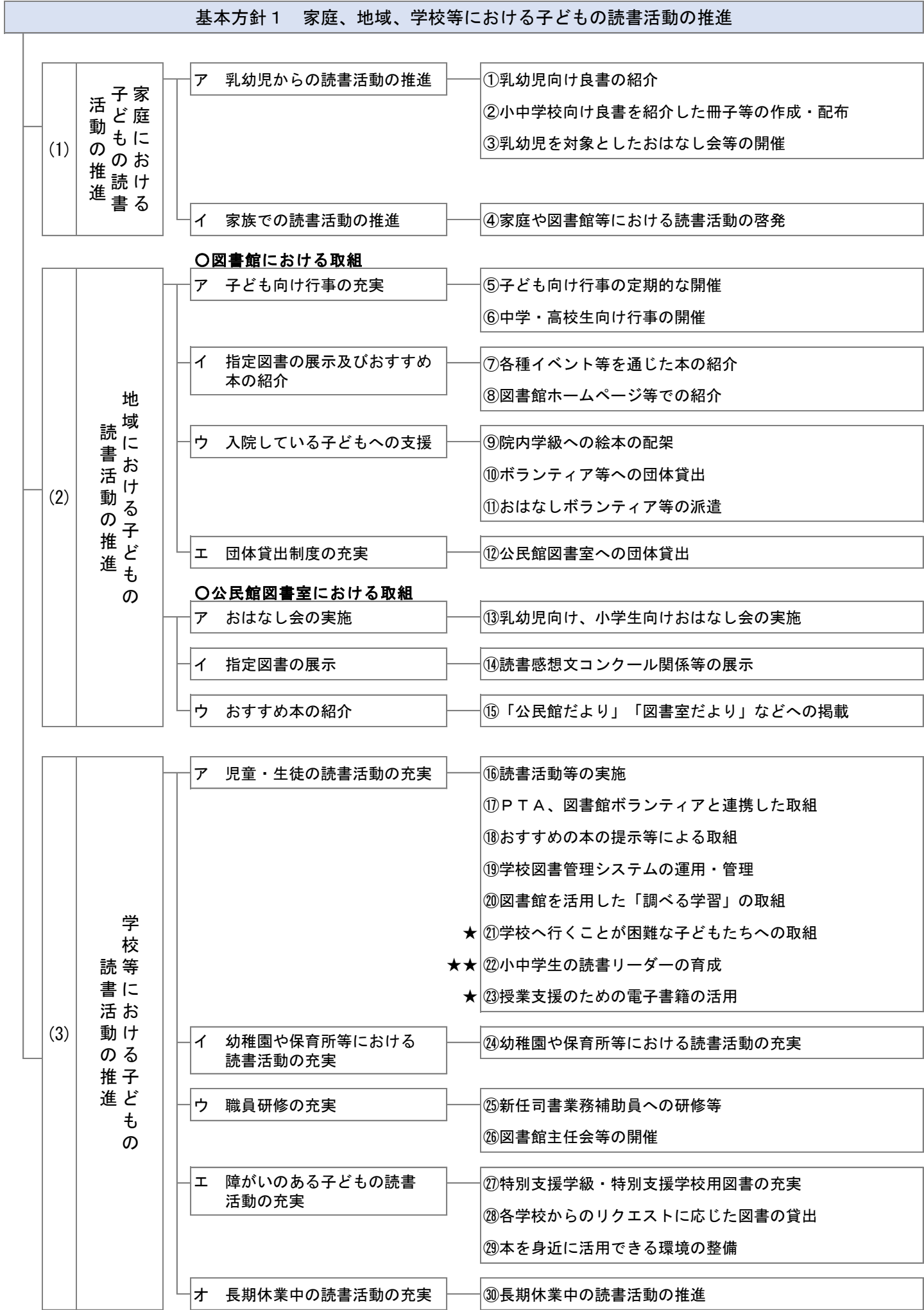
基準値 （R5）		目標値 （R10）
123万冊		130万冊

（2）1か月間に1冊以上の本を読んだ子どもの割合 ※電子書籍も含む

	基準値 （R5）		目標値 （R11）
小学生	98.0%		99.0%
中学生	83.6%		85.0%

第3章 計画の体系図

★★...新規 ★...拡充



新規（★★）・拡充（★）の取組内容

基本方針１（３）学校等における子どもの読書活動の推進

- ★②①**学校へ行くことが困難な子どもたちへの取組**
教育支援センター＜フレンドリー＞に通所する子どもたちが、読書に親しむ機会の提供や、所外体験学習として図書館を活用する事業に取り組む。今後は生涯学習施設等への新たな活動場所も検討していく。
- ★★②②**小中学生の読書リーダーの育成**
子どもたちの意見を取り入れ、子どもたちが図書館運営に主体的に関わることができるよう、各学校の図書委員会の活動を活性化させる取組を推進する。読書の楽しさや大切さを自ら発信することができる子どもたちの育成を図る。
- ★②③**授業支援のための電子書籍の活用**
各小中学校のタブレット端末を用いた調べ学習等の取組事例を紹介するなどして、電子書籍を活用した授業支援を行う。

基本方針２（１）学校図書館の機能充実

- ★③②**各学校からのリクエストに応じた図書の貸出**
各学校が授業等で必要とする図書のリクエストに応じ、市立図書館や他校にある図書を貸し出す。特に調べ学習に必要とされる本の充実に努め、「調べ学習セット」については、内容把握のためのリーフレットを新たに作成し、授業等での活用促進を図る。
- ★③③**市立図書館が管理する物語図書のセット貸出**
物語図書のセット（１セット120冊）を5ブロックごとに4週間に1度巡回させる方式で各学校図書館に貸し出す。また物語定期使用の物語図書のセットの入れ替えを段階的に実施する。

基本方針２（２）市立図書館等の機能充実

- ★③⑧**児童書等の収集の充実**
住民の要望や地域の実情等に留意し、十分な数の児童・青少年用図書及び乳幼児向け図書を収集して、充実した図書サービスの提供に努める。また、図書館・図書室に設置している「ヤング・アダルトコーナー」を充実し、中・高生のニーズを捉えた魅力ある図書の収集とおすすめの図書に関する情報提供や図書の展示、貸出を行う。さらには、在住外国人の増加により日本語を母語としない子ども、日本語指導を必要とする子ども等の多様なニーズに応じた図書の収集と提供を行う。
- ★④①**電子書籍コンテンツの充実**
学校、児童・生徒のニーズを把握し、一斉読書や授業等で活用できるよう同時接続（利用者数）に制限がないマルチライセンス（読み放題パック）や、貸出回数に制限のないコンテンツの充実を図る。
- ★★④②**図書館管理システム更新による利用促進**
 - オンライン利用登録の推進…来館することなく、利用者登録を行えるようにすることで、利用者の利便性、満足度向上を図る。
 - スマートフォンアプリやマイナンバーカードの連携…「くまもとアプリ」と連携し、マイナンバーカードで図書の貸出が出来るようにすることで、利便性向上を図る。
 - スマート利用券（仮称）の機能追加…スマートフォンにバーコードを表示し、図書館カードの代わりに利用できるようにする。
- ★★④⑤**小・中学校への移動図書館巡回**
城南地区において図書館が遠く、一人で来館出来ない子どもや、図書館へ行く機会が少ない子どもたちの為に、学校へ出向いて貸出を行う。

基本方針３（１）市民協働による推進

- ★★④⑦**ボランティア活動の推進**
「くまもとアプリ」を活用し、学生が館内での配架やイベント等でのボランティア活動の促進に取り組む。
- ★★⑤⑤**地域団体等との連携による図書館利用促進**
公民館や家庭教育学級、PTAなど、子どもとの関わりを持つ団体と連携を図り、様々な企画を協働することで本や読書に興味を持ってもらい、図書館の利用促進へと繋ぐ。